

重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護 こすもす)

1 事業主体の概要

事業主体名	社会福祉法人 うしおだ
主たる事務所の所在地	〒230-0047 横浜市鶴見区下野谷町4丁目163番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 倉石 奈津美
電話番号・FAX	045-508-7061

開設年月日	平成14年2月13日
法人の理念	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことが出来るように支援することにより、誰もが安心して住み続けられる地域社会を実現させるためより多くの人々と連携し、共同の輪を広げていきます。
他の介護保険関連の事業	認知症対応型共同生活介護事業 訪問介護事業 居宅介護支援事業

2 事業所の概要

事業所の名称	小規模多機能こすもす
事業所の責任者	小規模多機能こすもす管理者 前田 晃一
開設年月日	平成24年10月1日
保険事業者指定番号	第1490100201号
所在地	横浜市鶴見区下野谷町4-163-1 1F
電話・FAX	045-504-4130
交通の便	JR鶴見線 鶴見小野駅下車 徒歩5分
定員	登録定員 25人 通いサービス 15人 泊まりサービス 8人
敷地の概要	敷地面積(駐車場含む) 544㎡ 自己所有
建物の概要	鉄筋コンクリート造4階建て1階部分 床面積 335.99㎡ 自己所有
共有施設の概要	玄関、ホール、厨房、食堂、リビング、浴室、トイレ(洋式)、洗面所、収納スペース
居室の概要	全室個室(8部屋) 居室1人部屋(広さ4.5畳) エアコン、ベット及び布団、押入れ有り

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	高齢者が住み慣れた環境の中で、地域と連携し安心して暮らしていただけるよう、ご利用者様の置かれている環境、心身の状況を踏まえ、心温かいサービスを提供します。
運営の方針	ご利用者様の残存機能を生かし、家庭的で暖かい雰囲気の中で、生活リハビリを行い、自立して在宅での日常生活が継続できるよう個人を尊重した援助を行います。

4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

職種と氏名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者 前田 晃一	介護福祉士	1	0	1	業務の管理及び、生活全般に係わる援助
介護職員	介護福祉士	7	3	10	入浴、排泄、食事等 生活全般に係わる援助
	その他介護職	0	3	3	
松尾 敬子	看護師	1	0	1	看護業務、生活全般に関わる援助
介護支援専門員 中島 千代子	介護支援専門員 介護福祉士	1	0	1	小規模多機能型居宅介護 計画の作成
合計		10	6	16	
職員の勤務形態	①早番 7:00~15:00 ②日勤 9:00~17:00 ③遅番 12:00~20:00 ④夜勤 17:00~翌日9:00				
研修の実施	入職時に加え、内部研修、外部研修等、適宜行っています				

5 サービスの内容

種類	内容	
通いサービス	食事	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食 午後12時～ 夕食 午後6時～ ・食事の提供及び食事の介助をいたします。 ・食事は食堂にて召し上がっていただくようにしています。 ・身体状況、嗜好、栄養バランス、に配慮した献立にて提供いたします。 ・調理、配膳等を介護従事者と一緒に行うようにいたします。
	入浴	・ご利用者様の状況に応じ、衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。
	排泄	・ご利用者様の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	機能訓練	・ご利用者様の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止し、維持に努めます。
	健康チェック	・血圧測定、体温測定等、ご利用者様の健康状態の把握に努めます。
	送迎	・ご利用者様の希望により、ご自宅と施設間の送迎を行います。

訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者様の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を提供します。 ・訪問サービス実施のための必要な備品等（ガス、水道、電気を含む）は、無償で使用させていただきます。 ・訪問サービスの提供にあたって次に該当する行為はいたしません。 <ul style="list-style-type: none"> ①医療行為。 ②利用者、家族等からの金銭、または、高価な物品の授受。 ③飲酒、同意なしに行う喫煙。 ④宗教、営利活動。 ⑤利用者、家族に行う迷惑行為。
宿泊サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①まずは、お電話等での見学のお申込みをお願いします。
- ②当施設の職員が、施設のご案内、概要をご説明いたします。
※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、ご利用にあたり事前に介護支援専門員とご相談されることをお勧めいたします。
- ③お申込みに必要な書類を受領後、訪問調査にて状態の確認をさせていただきます。
- ④契約後、利用開始日を双方の協議の上で決定いたします。

(2) サービスの終了

- ①ご利用者様からの申し出によるサービスの終了。
ご利用者様の都合でサービスの利用を中止する場合は、希望する30日前までにお申し出ください。
- ②サービスの自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ご利用者様が他の介護保険施設に入所された場合。
 - ・ご利用者様の要介護認定区分が「非該当（自立）」と認定された場合。
 - ・ご利用者様が亡くなられた場合。
- ③その他
 - ・ご利用者様やご家族様などが、当施設や当施設のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス契約終了の30日前に文章で通知し、ご利用を中止していただく場合があります。
 - ・ご利用者様が病院に入院し、入院から30日以内に退院できる見込みがない場合または、入院後30日を経過しても退院できないことが明らかになった場合、また施設内で対応ができない常時の医療処置が必要になった場合。

7 サービス内容に関する苦情窓口

ご利用者相談窓口 当事業所	ご利用時間	午前9時～午後5時
	電話	045-504-4130
	住所	小規模多機能こすもす
	担当者	管理者 前田 晃一
鶴見区高齢・障害支援課 介護保険担当	電話	045-510-1827
横浜市福祉局高齢健康福 祉部介護事業指導課	電話	045-671-2408
神奈川県国民健康保険団 体連合会	電話	0570-022110
		045-329-3447

8 緊急時の対応方法

ご利用者様の主治の医師又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 緊急連絡先に連絡いたします。		
緊急対応方法	緊急対応マニュアルに準じます。	
ご利用者様の主治の医師	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	汐田総合病院
	院長名	宮沢 由美
	所在地	横浜市鶴見区矢向1-6-20
	電話番号	045-574-1011
	診療科	内科、外科、整形外科、歯科、神経内科、 精神科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
	契約の概要	入院を含む緊急時対応。主治医の指示。
協力医療機関	医療機関の名称	うしおだ診療所
	所長名	野末 浩之
	所在地	横浜市鶴見区本町通1-16-1
	電話番号	045-521-5147
	診療科	内科、外科、整形外科、歯科、精神科
	入院設備	なし
	救急指定の有無	なし
	契約の概要	受診及び主治医の指示。
緊急連絡先 続柄 ()	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

9 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご家族、市町村に連絡を行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当時業所の介護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をいたします。

10 非常災害対策

防犯防災設備	消火器 5 台、火災報知機 1 ヶ所、非常用照明 2 ヶ所、スプリンクラー設備
避難設備等の概要	非常口 2 ヶ所、誘導灯 1 ヶ所
防災訓練	年 2 回実施
防災管理者	永野 安世
損害賠償責任保険加入先	(株) 東京海上日動火災保険

11 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

2 事業所は指定小規模多機能型居宅介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

12 身体拘束等の原則禁止

事業所は、指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載するものとする。

13 秘密の保持について

- (1) 当事業所の従事者ならびに退職した従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者様及びご家族様の秘密を漏らしません。
- (2) ご利用者様の医療上緊急の必要がある場合またはサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文章による同意を得た上で、必要な範囲でご利用者様またはご家族様の個人情報を用います。

14 保証人の役割

- (1) ご利用者様が傷病等により意思決定できない場合において、代理人である保証人に対し意思決定を求めます。
- (2) ご利用者様の個人情報を第三者（ご利用者様の親族を含む）に対して開示する場合は、個人情報保護法第 2 3 条 1 項各号に定める理由による場合を除き、保証人の承諾を得た上で情報開示を行います。

- (3) 緊急時における連絡、報告、相談を保証人に致します。
- (4) 病院への定期的な通院、入院の際の手続きを保証人をお願いします。
- (5) ご利用者様をご利用になる当該事業に対する責務について、保証人は連帯責務となっております。
- (6) 保証人には、退去時等にご利用者様または、その関係者が持ち込んだ物品を引き取っていただきます。

※ 「個人情報保護法 第23条1項」

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。

- 1、法令に基づく場合
- 2、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3、公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4、国の機関もしくは地方公共団体または、その委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

15 運営法人の概要

- (1) 法人の名称 「社会福祉法人うしおだ」
- (2) 理事長 理事長 倉石 奈津美
- (3) 所在地等 横浜市鶴見区下野谷町4-163-1
電話 045-508-7061
FAX 045-508-7067

(4) 法人の沿革

当法人は、汐田総合病院などの医療・介護機関を運営する「財団法人横浜勤労者福祉協会」の理事会で、今後の介護福祉事業を本格的に進めるために、別法人を設立させていく事としたことを受けて、平成24年2月13日に設立された法人です。

(5) 法人の社会福祉事業の目的

「法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること」（定款第1条）を目的としております。

同時に鶴見区などの行政、地域の開業医や病院などの医療機関・福祉施設との連携をはかり、高齢者などが安心して住み続けられる町づくりへの参画に努めております。

(6) 法人が運営する事業所

- ① 認知症グループホーム菜の花の家（平成14年4月開設）
- ② 認知症グループホームひまわりの家（平成19年4月開設）
- ③ 精神障害者グループホーム「ハイムさざんか」（平成19年4月に「グループホーム富士見」として開設し、平成23年3月に移転し、現在の名称に変更）
- ④ うしおだ介護支援センター（平成20年4月に当法人へ移管）
- ⑤ ヘルパーステーションうしおだ（平成20年4月に当法人へ移管）
- ⑥ 精神障害者グループホーム「ハイムつばき」（平成25年10月開設）

【説明確認欄】

小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者様に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者所在地 横浜市鶴見区下野谷町 4-163-1
名称 小規模多機能こすもす

説明年月日 令和 年 月 日

説明者 _____ 印

本書面に基づいて上記重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意します。

(ご利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(代筆者) 氏名 _____ 印

続柄 _____

(保証人) 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 () _____

平成25年11月11日改正
平成26年9月26日改正
平成27年4月1日改正
平成28年1月26日改正
平成28年5月1日改正
平成30年10月1日改正
令和元年5月1日改正
令和3年11月1日改正
令和4年6月15日改正
令和4年10月1日改正